

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年2月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700532号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700236号

第1 結論

- 1 請求期間①のうち、請求者のA社(現在は、B社)における平成15年2月1日から同年3月1日までの期間、平成16年10月1日から平成17年9月1日までの期間、平成18年4月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から平成19年1月1日までの期間、同年5月1日から平成22年9月1日までの期間及び平成23年9月1日から平成26年9月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年2月、平成16年10月から平成17年8月までの期間、平成18年4月から同年6月までの期間、同年8月から同年12月までの期間、平成19年5月から平成22年8月までの期間及び平成23年9月から平成26年8月までの期間の標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成15年2月、平成16年10月から平成17年8月までの期間、平成18年4月から同年6月までの期間、同年8月から同年12月までの期間、平成19年5月から平成22年8月までの期間及び平成23年9月から平成26年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年2月、平成16年10月から平成17年8月までの期間、平成18年4月から同年6月までの期間、同年8月から同年12月までの期間、平成19年5月から平成22年8月までの期間及び平成23年9月から平成26年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表1の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、請求者のA社における平成19年1月1日から同年5月1日までの期間、平成22年9月1日から平成25年1月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から平成26年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年1月から同年4月までの期間、平成22年9月から平成24年12月までの期間、平成25年6月及び同年8月から平成26年3月までの期間の標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成19年1月から同年4月までの期間、平成22年9月から平成24年12月までの期間、平成25年6月及び同年8月から平成26年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額(上記1の期間については、別表1の第6欄に掲げる上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。また、上記1以外の期間については、同表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間①のその余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めること

はできない。

- 3 請求者のA社における別表2の第1欄に掲げる請求期間③及び④、請求期間⑥から⑩までの期間、請求期間⑬、⑭及び⑮の標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間③及び④、請求期間⑥から⑩までの期間、請求期間⑬、⑭及び⑮の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間③及び④、請求期間⑥から⑩までの期間、請求期間⑬、⑭及び⑮の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 4 請求者のA社における別表2の第1欄に掲げる請求期間③、請求期間⑨から⑬までの期間、請求期間⑮及び⑯、請求期間⑲及び⑳の標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間③、請求期間⑨から⑬までの期間、請求期間⑮及び⑯、請求期間⑲及び⑳の標準賞与額（上記3の請求期間については、別表2の第4欄に掲げる上記3の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 5 請求期間②、⑤及び⑦について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 13 年 7 月 2 日から平成 26 年 9 月 1 日まで
② 平成 15 年 上期
③ 平成 17 年 上期
④ 平成 17 年 下期
⑤ 平成 18 年 上期
⑥ 平成 18 年 下期
⑦ 平成 19 年 上期

- ⑧ 平成 19 年下期
- ⑨ 平成 20 年上期
- ⑩ 平成 20 年下期
- ⑪ 平成 21 年上期
- ⑫ 平成 21 年下期
- ⑬ 平成 22 年上期
- ⑭ 平成 23 年上期
- ⑮ 平成 23 年下期
- ⑯ 平成 24 年上期
- ⑰ 平成 24 年下期
- ⑱ 平成 25 年上期
- ⑲ 平成 25 年下期
- ⑳ 平成 26 年上期
- ㉑ 平成 26 年下期

A社に勤務した期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が給与明細書の金額よりも低く記録されている。また、請求期間②から㉑までの標準賞与額が記録されていない。請求期間当時の給与明細書等を提出するので、請求期間①の標準報酬月額及び請求期間②から㉑までの標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成 15 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、平成 16 年 10 月 1 日から平成 17 年 9 月 1 日までの期間、平成 18 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から平成 19 年 1 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日までの期間及び平成 23 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書により、別表 1 の第 5 欄、第 4 欄、第 3 欄及び第 2 欄に掲げるとおり、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額又は報酬額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の請求期間に係る本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 15 年 2 月、平成 16 年 10 月から平成 17 年 8 月までの期間、平成 18 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月から同年 12 月までの期間、平成 19 年 5 月から平成 22 年 8 月までの期間及び平成 23 年 9 月から平成 26 年 8 月までの期間の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額から、別表 1 の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる標準報

酬月額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社からは、請求者の平成15年2月、平成16年10月から平成17年8月までの期間、平成18年4月から同年6月までの期間、同年8月から同年12月までの期間、平成19年5月から平成22年8月までの期間及び平成23年9月から平成26年8月までの期間に係る標準報酬月額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、当該期間について、上記給与明細書において確認若しくは推認できる本来の報酬月額若しくは報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書により確認若しくは推認できる本来の報酬月額若しくは報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成15年2月、平成16年10月から平成17年8月までの期間、平成18年4月から同年6月までの期間、同年8月から同年12月までの期間、平成19年5月から平成22年8月までの期間及び平成23年9月から平成26年8月までの期間に係る厚生年金保険料（別表1の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①のうち、平成17年9月1日から平成18年4月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間、平成19年1月1日から同年5月1日までの期間及び平成22年9月1日から平成23年9月1日までの期間について、上記給与明細書により確認若しくは推認できる当該期間の本来の報酬月額若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より低額又は同額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

請求期間①のうち、平成13年7月2日から平成15年2月1日までの期間及び同年3月1日から平成16年10月1日までの期間について、B社から回答を得られず、請求者も当該期間に係る給与明細書を保有していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

- 2 請求期間①のうち、平成19年1月1日から同年5月1日までの期間、平成22年9月1日から平成25年1月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から平成26年4月1日までの期間については、請求者から提出されたA社に係る給与明細書により、別表1の第4欄及び第2欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成19年1月から同年4月までの期間、平成22年9月から平成24年12月までの期間、平成25年6月及び同年8月から平成26年3月までの期間の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、平成19年1月から同年4月までの期間、平成22年9月から平成24年12月までの期

間、平成 25 年 6 月及び同年 8 月から平成 26 年 3 月までの期間の訂正後の標準報酬月額（平成 19 年 1 月から同年 4 月までの期間及び平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までの期間については、別表 1 の第 2 欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成 23 年 9 月から平成 24 年 12 月までの期間、平成 25 年 6 月及び同年 8 月から平成 26 年 3 月までの期間については、同表の第 6 欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間③及び④、請求期間⑥から⑩までの期間、請求期間⑬、⑯及び㉑について、請求者から提出された A 社の賞与支払明細書、賞与給料支払明細書及び賞与に係る給料支払明細書（以下「賞与明細書」という。）により別表 2 の第 2 欄及び第 3 欄に掲げるとおり、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、請求期間③及び④、請求期間⑥から⑩までの期間、請求期間⑬、⑯及び㉑の賞与支給日については、A 社の社会保険事務担当者の陳述により、それぞれ別表 2 の第 1 欄に掲げる日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③及び④、請求期間⑥から⑩までの期間、請求期間⑬、⑯及び㉑に係る標準賞与額については、上記賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、それぞれ別表 2 の第 4 欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③及び④、請求期間⑥から⑩までの期間、請求期間⑬、⑯及び㉑に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社からは、当該請求期間に係る請求者の賞与の届出及び厚生年金保険料の納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 4 請求期間③、請求期間⑨から⑬までの期間、請求期間⑮、⑰及び㉒について、請求者から提出された A 社に係る賞与明細書により、請求者は当該請求期間に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、請求期間⑨について、上記賞与明細書により、請求者は、当該請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できるものの、別表 2 の第 2 欄のとおり、A 社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間③、請求期間⑨から⑬までの期間、請求期間⑮及び⑰、請求期間⑱及び㉒の標準賞与額を、それぞれ別表 2 の第 5 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑬の賞与支給日については、A社の社会保険事務担当者の陳述により、平成25年12月25日とすることが妥当である。

請求期間③、請求期間⑨から⑬までの期間、請求期間⑮及び⑯、請求期間⑲及び⑳の標準賞与額（請求期間③、請求期間⑨から⑬までの期間、請求期間⑮、⑯及び⑲については、別表2の第4欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

5 請求期間②、⑤及び⑰について、B社から回答を得られず、請求者も当該請求期間に係る賞与明細書を保有していない上、請求者の当該請求期間における居住地を管轄する市役所は、保存期限経過のため当該請求期間に係る課税関係資料はない旨回答していることから、当該請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

6 このほか、請求期間①のうち、平成13年7月2日から平成15年2月1日までの期間及び同年3月1日から平成16年10月1日までの期間における厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。また、請求期間②、⑤及び⑰における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①のうち、平成13年7月2日から平成15年2月1日までの期間及び同年3月1日から平成16年10月1日までの期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬月額の支払を受け、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②、⑤及び⑰に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

別表 1

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成15年2月	22万円	24万円		24万円	24万円	
平成16年10月から平成17年6月まで	24万円	28万円		30万円	28万円	
平成17年7月及び同年8月	24万円	28万円		28万円	28万円	
平成18年4月	28万円	44万円		34万円	34万円	
平成18年5月及び同年6月	28万円	32万円		34万円	32万円	
平成18年8月	28万円	34万円		34万円	34万円	
平成18年9月及び同年10月	28万円		34万円	34万円	34万円	
平成18年11月及び同年12月	28万円		30万円	34万円	30万円	
平成19年1月から同年4月まで	28万円		30万円			30万円
平成19年5月及び同年6月	28万円		30万円	30万円	30万円	
平成19年7月及び同年8月	28万円		30万円	32万円	30万円	
平成19年9月から平成20年3月まで	26万円		30万円	32万円	30万円	
平成20年4月から同年7月まで	26万円		30万円	36万円	30万円	
平成20年8月	26万円		34万円	34万円	34万円	

(別表1の続き)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成20年9月から平成21年8月まで	24万円		34万円	34万円	34万円	
平成21年9月から平成22年8月まで	26万円		34万円	34万円	34万円	
平成22年9月から平成23年3月まで	34万円		38万円			38万円
平成23年4月から同年8月まで	34万円		38万円			38万円
平成23年9月から平成24年8月まで	30万円		38万円	32万円	32万円	38万円
平成24年9月から同年11月まで	30万円		41万円	32万円	32万円	41万円
平成24年12月	30万円		41万円	34万円	34万円	41万円
平成25年1月から同年4月まで	30万円		32万円	34万円	32万円	
平成25年5月	30万円		32万円	32万円	32万円	
平成25年6月	30万円		36万円	32万円	32万円	36万円
平成25年7月	30万円		36万円	36万円	36万円	
平成25年8月	30万円		36万円	32万円	32万円	36万円
平成25年9月から平成26年3月まで	30万円		34万円	32万円	32万円	34万円
平成26年4月から同年8月まで	30万円		34万円	36万円	34万円	

別表 2

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄
請求 期間	賞与支給日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法 (75条本文) 訂正 後の標準賞与額
③	平成 17 年 7 月 20 日	25 万円	24 万 4,000 円	24 万 4,000 円	25 万円
④	平成 17 年 12 月 20 日	10 万円	10 万円	10 万円	
⑥	平成 18 年 12 月 20 日	20 万円	35 万 1,000 円	20 万円	
⑦	平成 19 年 7 月 20 日	36 万円	63 万 1,000 円	36 万円	
⑧	平成 19 年 12 月 20 日	38 万円	38 万 8,000 円	38 万円	
⑨	平成 20 年 7 月 20 日	25 万円	24 万 1,000 円	24 万 1,000 円	25 万円
⑩	平成 20 年 12 月 20 日	39 万 4,000 円	38 万 6,000 円	38 万 6,000 円	39 万 4,000 円
⑪	平成 21 年 7 月 20 日	41 万 5,000 円	38 万 8,000 円	38 万 8,000 円	41 万 5,000 円
⑫	平成 21 年 12 月 20 日	26 万 5,000 円	24 万 5,000 円	24 万 5,000 円	26 万 5,000 円
⑬	平成 22 年 7 月 20 日	44 万 5,000 円	40 万 1,000 円	40 万 1,000 円	44 万 5,000 円
⑭	平成 23 年 7 月 20 日	23 万 5,000 円	24 万円	23 万 5,000 円	
⑮	平成 23 年 12 月 20 日	26 万 5,000 円	23 万 5,000 円	23 万 5,000 円	26 万 5,000 円
⑯	平成 24 年 7 月 20 日	27 万円	23 万 6,000 円	23 万 6,000 円	27 万円
⑰	平成 25 年 8 月 5 日	21 万円	22 万円	21 万円	
⑱	平成 25 年 12 月 25 日	10 万円			10 万円
⑳	平成 26 年 8 月 5 日	29 万円	25 万 6,000 円	25 万 6,000 円	29 万円
㉑	平成 26 年 12 月 25 日	39 万円	46 万 5,000 円	39 万円	

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700670号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700050号

第1 結論

昭和*年*月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和*年*月から昭和55年3月まで

昭和55年11月に結婚する際に、父から、私の年金手帳を渡され、20歳からこれまでの国民年金保険料を納めたので、結婚するのだから、これからは自分で払うようにと言われた。

結婚の手続のときに、A市役所でそれまでの国民年金保険料の納付を確認し、担当者から継続して保険料を納付するようにと勧められた。

父は既に亡くなっており、領収書等もなく当時の詳しい状況は不明だが、今になって請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構で保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に係る国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、A市において昭和55年7月30日に払い出されているところ、請求者の国民年金番号の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、請求者の国民年金の加入手続は、同市において昭和55年5月から同年7月の間に行われたことが推認できる。

しかしながら、上記加入手続時点では、請求期間のうち、昭和*年*月から昭和53年3月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、同年4月から昭和55年3月までの期間については過年度納付をすることが可能であったものの、請求者の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする父親は既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができないことから、請求期間に係る保険料の納付に関する状況は不明である。

また、請求者は、所持している年金手帳は父親から渡された上記の国民年金番号が記載された1冊のみであると陳述しているところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記の国民年金番号のほかに請求者の国

民年金番号は見当たらない。

そのほか、請求者の父親が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。